

最新情報かわら版

『かわら版』をご覧のみなさんこんにちは。

秋の訪れとともに朝晩はだいぶ冷えてきました。当法人でもクールビズ期間が終了し、ネクタイ・上着着用となりました。風邪をひかれている方を多く見受けますので、お体には十分お気を付けください。今回は下和田が担当します。

税法ニュース

個人事業者で白色申告の方は要注意！！

平成 27 年度も残り 3 ヶ月をきり、確定申告の準備について考えている方もいるのではないのでしょうか。平成 26 年 1 月より「記帳・帳簿等の保存制度」が改正されておりますので、改めてお知らせします。まだ青色申告の届出を出されていない方は、この機会に是非青色申告の届出をご検討ください。
(平成 28 年 3 月 15 日までに届出を提出されると平成 28 年度申告より適用となります)
今回は、どうして白色申告より青色申告の方が有利なのか、シミュレーションします。

1、個人の白色申告の方で事業や不動産貸付業等を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。

・記帳する内容（白色申告の方）

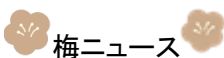
売上等：金額、日々の売上の合計金額、売上相手先、取引年月日、収入金額、収入年月日 等
仕入、経費：金額、日々の仕入の合計金額、仕入相手先、取引年月日、支出金額、支出年月日 等

・白色申告の方の帳簿書類の保存期間

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7 年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5 年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5 年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

2、白色申告と青色申告との比較シミュレーション 事業例) 収入金額 2,000 万円、経費金額 1,500 万円

	白色申告	青色申告 (10 万円)	青色申告 (65 万円)
収入金額	2,000 万円	2,000 万円	2,000 万円
経費金額	△1,500 万円	△1,500 万円	△1,500 万円
青色控除	—	△ 10 万円	△ 65 万円
事業所得	500 万円	490 万円	435 万円
所得税額等	50.6 万円	48.6 万円	37.4 万円
住民税額	46.7 万円	45.7 万円	40.2 万円
税金合計額	97.3 万円	94.3 万円	77.6 万円



梅ニュース

今月より住民票のある住所地にマイナンバー通知書が順次送付されます。社内で「通知カードが送られてきたら、大切に保管すること」を徹底し、番号の取得をスムーズに行いましょう。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350